

5. 生蠟（木蠟）

江戸時代、松江藩の殖産興業策の一つとして積極的に植樹・栽培されたのが欅木（はぜのき）でした。欅木からは蠟燭の原料となる「生蠟（きろう）」（木蠟）が採取でき、松江藩が生産・販売・流通を主導しました。

江戸時代 宝永2年（1705）、郷方役（ごうかたやく）の勝田次郎左衛門は、自ら取り寄せた琉球欅を屋敷に植え、成長させることに成功しました。そこで藩に願い出、欅木を意宇郡西津田村、島根郡西尾村へと植え直して繁殖に成功し、ついには東津田村の御立山（藩有の山）、その他東津田村・西津田村に植樹することになったのが、松江藩における政策的な欅の栽培の始まりとされています。



欅の実
松江歴史館提供

その後、延享の改革直前の延享4年（1747）から藩内で栽培された欅の買い上げ・蠟の製造販売計画が立案・検討され、翌寛延元年（1748）2月、正式な藩の役所「木実方（きのみかた）」がスタートしました。木実方の役割は、欅の栽培と、欅を原料とする生蠟の生産を管轄することでした。藩内の欅・漆の実を買い上げて蠟を生産し、藩内消費分以外は大坂で販売していました。実の買い上げは、欅・漆の木を所有している領民たちに対し収穫前に資金を無利子で貸し付けておき、その返済として実を上納させる、という形をとっていました。また、城下の御用商人新屋は大坂から蠟絞りの技術を得ており、木実方と同量の欅・漆の実を配分され、蠟製造を行っていました。蠟は特産物として松江藩の貴重な収入源となり、例えば宝暦7年（1757）には藩内各村に欅木の植樹ノルマを割り当てるなど、増産が図られました。

その後 廃藩置県が行われた明治4年（1871）8月の段階で、旧松江藩領には「欅畑」が4,114か所、315町ほどもあったといわれています（伊藤昭弘 2014）。また廃藩置県後、松江藩木実方を引き継いだ島根県木実課の記録には、領民に対する松江藩の融資141件が記載されていますが、実の集荷だけでなく、山野を開墾しての欅木の植樹、集荷した



木実方役所の写真

稲塚和右衛門著『木実方秘伝書（復刻版）』より

櫨を保管する蔵の建築費用なども融通されていました。

この島根県木実課も、明治6年（1873）1月12日には廃止されました。これまで国内の櫨実「悉（ことごと）く官へ買い上げ、農商の者は生蠟製造については差し止めの仕来りであり、束縛の処置が少なくなく、不都合の次第」であるとされ、明治6年3月に生蠟製造所の土地・建物・所有品などは払い下げられ、生蠟製造と櫨実売買はともに民間による営業

へと移行しました。もっとも、櫨実栽培と生蠟による税収は「相当見込」があると認識されており、民間営業となった後も重要な税収となっていたようです。

歴史（そもそも） 電灯が発明されるまでの灯りと言えは蠟燭を思い浮かべるところですが、実は贅沢品で、庶民の間では灯明皿に菜種油や魚の油を入れ、灯芯を浸して火をつけて使用していました。櫨木になる実を絞って作られる櫨蠟は、全国各地で生産され、特産物として売り出されていきました。櫨蠟をさらして漂白したものを晒蠟、絞ったままでさらさないものを生蠟（木蠟）といい、蠟燭の原料となるほかにも、鬢付（びんつけ）油に加工されるなどの用途がありました。松江藩内では貞享4年（1687）5月には楮・桑・茶などと共に在地での漆木の植え付けが奨励されており、国内で不足する蠟や漆の需要を満たすことを目的として、山野での栽培が進められました。江戸初期には、既に出雲国内での蠟生産が始まっていることがうかがえます。

（小山 祥子）

【参考文献】

- ・『松江市ふるさと文庫33 「松江市史を読む2「皇国地誌」を読む 明治の松江、まち・ひと・くらし」』松江市、2023年
- ・『松江市史』通史編3「近世Ⅰ」松江市、2019年
- ・『松江市史』通史編4「近世Ⅱ」松江市、2020年
- ・伊藤昭弘「松江藩財政に関する覚書」『松江市歴史叢書7（松江市史研究5号）』松江市教育委員会、2014年
- ・『松江市史』史料編9「近現代Ⅰ」所収（「自明治五年至同七年 島根県歴史制度部〔租法〕」）